

広島県告示第千三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成三十年広島県告示第百八十二号で認可した備後圏都市計画下水道事業福山公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年十月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画下水道事業福山公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年二月二十二日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成三十年広島県告示第百八十二号の事業地のうち、松浜町三丁目及び松永町五丁目において、事業地を変更する。

使用の部分

変更なし